

情念的存在としての歴代組

森田康夫

一 近世陰陽師に関する諸見解

官司としての陰陽師じたは古代から存在し、変容を受けながら次第に民間に浸透していった。中世においては、民間陰陽師の一部である大和の声聞師（五カ所・十座）が有名である。

近世陰陽師については滝川政次郎の【枚岡市史】第一巻に記載がある。夙と同一視し、差別的な記述もあるが、土地を持つ農耕民で、生活様式は一般常民と異ならないが、陰陽道の家元である土御

門家と支配関係にある点で常民と異なるとされている。

川嶋将生「陰陽師」([部落史用語事典])では、陰陽師のうち畿内の歴代組は宫廷の祭祀に奉仕し、ほかに院内と呼ばれる者もいたとされる。

山本尚友「院内」([近世の民衆と芸能])では、文祿二年（一六九三）に秀吉によつて京・大坂・堺・奈良の陰陽師が尾張の荒地開発に動員され、京都に残った陰陽師（五百）もやがて消滅したとされる。

二 摂津・河内の陰陽師

明治三三年の「若杉家文書」によれば、摂津・河内の陰陽師村（歴代組）は一二カ村に及び、和泉国には存在しない。このうち、五カ村はかわた村に隣接する。また、庭窪村・蹉跎村にあつた歴代組の集落は家数も多く、独立村と考えられる。額田村・樟葉村・茨木町などの集落は枝郷、または本村の周辺部にあつたと推測される。

三 近世末歴代組の実態

河内国茨木郡の走谷文書によると、近世末の歴代組の実態は、以下のようなものであった。

日常的には農耕に従事し、百姓と変わらない生活をしていた。たとえば享保二年（一七一七）には他の二つの百姓村と連署して代官所へ訴状を出しているよう、一般農民と遜色のない行動様式を取っていたと思われる。

しかし、婚姻は周辺の百姓も拒否したり、歴代組の側も「同じ筋目」同志で縁組した。

また院内と呼ばれたものを「新加入」と称し、歴代組は彼らと自己区別していくが、幕末になると周辺の村からは夙と同様のものとして差別視されていた。

嘉永三年（一八五〇）当時、一四軒のうち六軒が淨土宗、八軒が大念佛宗ど、宗派は分れている。またこの年、農業を営んでいることを理由に助郷役を出すよう指示があつた時、京都の土御門家の支配を受けていることを根拠に、これを拒否した。なお庭窪村と鳥飼村には小頭が存在したことが史料からわかる。

近世社会において歴代組は、次のように位置づけられる。

(1)その職分（役）としては、天神地祇を祭るいわゆる穢れとされる仕事ではなく、逆にきよめに類する仕事だった。

五 近代における土族編入運動

明治五年（一八七二）の走谷村史料によれば、一七軒のうち一町以上が四軒、五反以上が四軒、三反以下が九軒である。

明治三十三年（一九〇〇）、摂津と河内の旧歴代組一三カ村が士族編入の運動を起した。願いは却下されたが、この事件は、その時点においてもなお旧歴代組は周辺の地域に違和感を抱き、同時に彼らが他の一般農民とは違うという「選民」意識を持つていたことをうかがわせる。

なお村数が近世よりも一カ村増えているのは、近代に入つて分散・移転をしたと考えられる。

卷之三

- ・独立村か枝郷かは、家数の多寡によ
るのではなく、単独で訴訟の資格を持つ
てゐるかなどの行政村としての概念であ
り、その面からの整理が必要である。混
住は居住の形態を言つてゐるだけで、ま
つたく別な問題である。

・本来、穢れとされる仕事をきよめに
類する仕事を区別するのは不可能ではな
いか。それが穢れでいると意識されるが
ゆえに、清める仕事が必要となり、それ
は一つの事実の二側面にすぎない。

・広く、被差別民衆が天皇や公家と結び付くことによって脱賤化しようとした意識、そうした社会構造をどう考えるかは、大きな課題である。

・秀吉による荒地開発への動員も、単に労働力として動員されたのか、あるいは陰陽師としての呪術的能力ゆえなのかについては議論がある。もし前者だとすれば（そして近年の評価はそうなりつつあるが）、すでに陰陽師の地位は低くなりつつあったことを示している。

- ・歴代組が自らを「出羽」伊豆などと自称するのは、土族意識ではなく、中世の夙あるいは非人のなごりではないか。
田が河内にあつた。それらの土地に対して、歴代組がいくらの役錢を献納していくのかなどは不明である。

（付記）

・独立村か枝郷かの区分は訴訟資格の有無に伴う行政区としての概念というご指摘であったが、河内国西郡村のかわた村枝郷は幕末段階ではあるが独自に本村への疑惑に対し訴訟を行つてゐる。私がここで独立村、枝郷、混住などといったのは、歴代組の村落社会における多様な存在形態、つまり村落共同体側の視線の地域的多様性を説明するために述べたものであつて、その点こそがかわた村への地域を越えた共通の蔑視とは異なる情念的存在としての特徴ではなかろうか。